

【参考】企業会計基準第1号（平成18年8月改正）からの改正点

平成27年3月26日

企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」

企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（最終改正平成18年8月11日）を次のように改正する（改正部分
に下線を付している。）。

改正後	改正前
<p>企業会計基準第1号 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」</p> <p>平成14年2月21日 改正平成17年12月27日 改正平成18年8月11日 <u>最終改正平成27年3月26日</u> 企業会計基準委員会</p>	<p>企業会計基準第1号 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」</p> <p>平成14年2月21日 改正平成17年12月27日 <u>最終改正平成18年8月11日</u> 企業会計基準委員会</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p><u>本企業会計基準は、平成25年9月13日までに公表された次の 会計基準等による修正が反映されている。</u> <u>企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」（平成 25年9月13日改正）</u></p></div>
<p>目 的</p> <p>2. 平成14年2月21日に、本会計基準を適用する際の指針を定めた企業 会計基準適用指針第2号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する 会計基準の適用指針」（以下「自己株式等会計適用指針」という。）が 公表されている。このため、本会計基準の適用にあたっては、当該適 用指針も参照する必要がある。</p>	<p>目 的</p> <p>2. 平成14年2月21日に、本会計基準を適用する際の指針を定めた企業 会計基準適用指針第2号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する 会計基準の適用指針」（<u>最終改正平成18年8月11日</u>）が公表されてい る。このため、本会計基準の適用にあたっては、当該適用指針も参照 する必要がある。</p>
<p>会計基準</p>	<p>会計基準</p>

改正後	改正前
<p>開 示</p> <p>22. 取締役会等による会社の意思決定によって自己株式を消却する場合に、決議後消却手続を完了していない自己株式が貸借対照表日にあり、当該自己株式の帳簿価額又は株式数に重要性があるとき<u>であって、かつ、連結株主資本等変動計算書又は個別株主資本等変動計算書の注記事項として自己株式の種類及び株式数に関する事項を記載する場合（企業会計基準第 6 号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」（以下「株主資本等変動計算書会計基準」という。）第 9 項(1)②及び(2)）には、決議後消却手続を完了していない自己株式の帳簿価額、種類及び株式数を当該事項に併せて注記する。</u></p>	<p>開 示</p> <p>22. 取締役会等による会社の意思決定によって自己株式を消却する場合に、決議後消却手続を完了していない自己株式が貸借対照表日にあり、当該自己株式の帳簿価額又は株式数に重要性があるときは、<u>その自己株式の帳簿価額、種類及び株式数を、連結貸借対照表及び個別貸借対照表に注記する。</u></p>
<p>適用時期</p> <p>23-2. <u>平成 27 年改正の本会計基準は、公表日以後最初に終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用する。</u></p>	<p>適用時期</p> <p>(新 設)</p>
<p>議 決</p> <p>25-3. <u>平成 27 年改正の本会計基準は、第 308 回企業会計基準委員会に出席した委員 13 名全員の賛成により承認された。なお、出席した委員は、以下のとおりである。</u></p> <p><u>小 野 行 雄（委員長）</u> <u>新 井 武 広（副委員長）</u> <u>小賀坂 敦（副委員長）</u> <u>関 口 智 和</u> <u>関 根 愛 子</u> <u>徳 賀 芳 弘</u> <u>淵 田 康 之</u> <u>正 脇 久 昌</u></p>	<p>議 決</p> <p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p>増 一 行 弥 永 真 生 柳 橋 勝 人 吉 田 稔 渡 部 仁</p>	
<p>結論の背景 検討の経緯</p> <p>28. 平成 17 年改正の本会計基準では、資本の部の区分に関する定めを削除した。これは、平成 17 年 12 月 9 日公表の企業会計基準第 5 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」において、純資産の部の表示についての包括的な見直しが行われたことによる。</p> <p>また、平成 17 年改正の本会計基準では、開示に関する定めの一部を削除した。これは、平成 17 年 12 月 27 日公表の株主資本等変動計算書会計基準が適用され、株主資本等変動計算書を作成するときから、利益処分計算書（又は損失処理計算書）及び連結剰余金計算書が廃止されること、当期末処分利益（又は当期末処理損失）の計算が損益計算書の末尾に表示されなくなること、また、発行済株式及び自己株式に関する注記が株主資本等変動計算書において記載されることによる。</p>	<p>結論の背景 検討の経緯</p> <p>28. 平成 17 年改正の本会計基準では、資本の部の区分に関する定めを削除した。これは、平成 17 年 12 月 9 日公表の企業会計基準第 5 号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」において、純資産の部の表示についての包括的な見直しが行われたことによる。</p> <p>また、平成 17 年改正の本会計基準では、開示に関する定めの一部を削除した。これは、平成 17 年 12 月 27 日公表の<u>企業会計基準第 6 号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」</u>が適用され、株主資本等変動計算書を作成するときから、利益処分計算書（又は損失処理計算書）及び連結剰余金計算書が廃止されること、当期末処分利益（又は当期末処理損失）の計算が損益計算書の末尾に表示されなくなること、また、発行済株式及び自己株式に関する注記が株主資本等変動計算書において記載されることによる。</p>
<p>28-3. 平成 27 年改正の本会計基準では、平成 26 年 3 月 26 日に単体開示の簡素化を図るため、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成 26 年内閣府令第 19 号）が施行され、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「財務諸表等規則」という。）等が改正されたことに伴い、個別財務諸表における決議後消却手続を完了していない自己株式に関する注記の</p>	<p>（新 設）</p>

改正後	改正前
<p>取扱い（第 22 項参照）を明らかにした。</p>	
<p>自己株式の会計処理及び表示 自己株式の取得及び保有</p> <p>33. 自己株式は第 29 項に示した方法以外に、例えば以下の方法によっても取得される（会社法第 155 条）が、取得の方法によって会計処理を区別する理由はないと考え、すべての自己株式の取得に同様の会計処理を適用することが適切であると考えた。</p> <p>(1)～(9)（省 略）</p> <p>なお、自己株式の取得の対価が金銭以外の場合の会計処理については、自己株式等会計適用指針において定めている。</p>	<p>自己株式の会計処理及び表示 自己株式の取得及び保有</p> <p>33. 自己株式は第 29 項に示した方法以外に、例えば以下の方法によっても取得される（会社法第 155 条）が、取得の方法によって会計処理を区別する理由はないと考え、すべての自己株式の取得に同様の会計処理を適用することが適切であると考えた。</p> <p>(1)～(9)（省 略）</p> <p>なお、自己株式の取得の対価が金銭以外の場合の会計処理については、<u>企業会計基準適用指針第 2 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」</u>（最終改正平成 18 年 8 月 11 日）において定めている。</p>
<p>自己株式の消却</p> <p>45. 従来、本会計基準では、資本剰余金又は利益剰余金のいずれから減額するかは、会社の意思決定に委ねることとし、消却した場合に減額するその他資本剰余金又はその他利益剰余金（繰越利益剰余金）については、取締役会等の会社の意思決定機関で定められた結果に従い、消却手続が完了したときに会計処理することとしていた。しかしながら、会社計算規則において優先的にその他資本剰余金から減額することが規定された（会社計算規則第 24 条第 3 項）ため、平成 18 年改正の本会計基準では、これに合わせることにした。また、自己株式を消却したことにより、会計期間末におけるその他資本剰余金の残高が負の値となった場合には、その他資本剰余金を零とし、当該負の値をその他利益剰余金（繰越利益剰余金）から減額することとした（第 12 項及び第 42 項参照）。</p>	<p>自己株式の消却</p> <p>45. 従来、本会計基準では、資本剰余金又は利益剰余金のいずれから減額するかは、会社の意思決定に委ねることとし、消却した場合に減額するその他資本剰余金又はその他利益剰余金（繰越利益剰余金）については、取締役会等の会社の意思決定機関で定められた結果に従い、消却手続が完了したときに会計処理することとしていた。しかしながら、会社計算規則において優先的にその他資本剰余金から減額することが規定された（会社計算規則第 47 条第 3 項）ため、平成 18 年改正の本会計基準では、これに合わせることにした。また、自己株式を消却したことにより、会計期間末におけるその他資本剰余金の残高が負の値となった場合には、その他資本剰余金を零とし、当該負の値をその他利益剰余金（繰越利益剰余金）から減額することとした（第 12 項及び第 42 項参照）。</p>

改正後	改正前
<p>開示</p> <p>64-2. 前項に関連し、平成 26 年 3 月に改正された財務諸表等規則において、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、自己株式に関する注記を記載することを要しない（財務諸表等規則第 107 条第 2 項）とされたことから、個別財務諸表における決議後消却手続を完了していない自己株式に関する注記の取扱いについて開示の要否が明確でないという意見が聞かれた。</p> <p>この財務諸表等規則の改正を踏まえ、自己株式に関する注記が個別財務諸表において開示されない中で、決議後消却手続を完了していない自己株式に関する注記のみの開示を求める趣旨ではないことを明らかにするため、平成 27 年改正の本会計基準では、注記の記載箇所を貸借対照表から株主資本等変動計算書に変更し、連結株主資本等変動計算書又は個別株主資本等変動計算書の注記事項として自己株式の種類及び株式数に関する事項を記載する場合には、決議後消却手続を完了していない自己株式の帳簿価額、種類及び株式数を当該事項に併せて注記することとした（第 22 項参照）。</p>	<p>開示</p> <p>（新設）</p>

以上